

県北広域振興局長告示第32号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年5月27日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350700068	ちゃれきつず	岩手県久慈市中央四丁目 34番地	社会福祉法人修倫会	平成28年4月1日
0353100019	放課後等デイサービス ま きば	岩手県九戸郡洋野町大野 第56地割78番地30	社会福祉法人洋野町社会 福祉協議会	平成28年4月11日